

<今月のトピックス>

- ・協会けんぽ保険料の改定案について
- ・雇用保険料率の改定
- ・育児時短就業給付金

<今月のQ&A>

- ・雇用保険離職票のマイナポータルでの受け取り

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

= 令和7年度の協会けんぽの保険料率の改定案について =

令和7年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、**3月分(4月納付分)より**、以下の通り変更となります。

健康保険料率(協会けんぽ)								介護保険料率					
大阪府	10.24%	↓	兵庫県	10.16%	↓	京都府	10.03%	↓	奈良県	10.02%	↓	全国一律	1.59 ↓
北海道	10.31%	↑	宮城県	10.11%	↑	東京都	9.91%	↓	福岡県	10.31%	↓		



= 令和7年度の雇用保険料率の改定 =

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおり変更になります。

事業の種類	労働者負担率①	事業主負担率②	雇用保険料率①+②
一般の事業	5.5/1,000 ↓	9/1,000 ↓	14.5/1,000 ↓

= 育児時短就業給付金のパンフレットが厚労省から公表されました =

仕事と育児の両立支援の観点から、2歳に満たない子を養育するために時短勤務(育児時短就業)を行った場合、令和7年4月より「育児時短就業給付金」が支給されます。

【対象者】次の①と②の要件の両方を満たす方

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、雇用保険の被保険者期間が12ヶ月あること

【支給額・支給率】原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額

(ただし、育児時短就業開始時の賃金水準を超えないように調整されます)



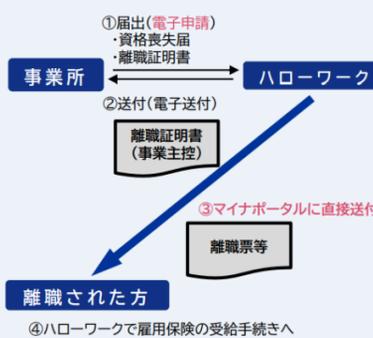
= 雇用保険離職票のマイナポータルでの受け取りについて =

2025年1月から、「離職票」をマイナポータルから直接受け取れると聞きましたが、どのような内容でしょうか



2025年1月20日～

※一定の条件(次頁以降参照)を満たした場合のみ対象となります。条件を満たさない場合は、従来どおり事業所から送付ください。



これまで 郵送や電子申請で、雇用保険の資格喪失手続きをした場合は、ハローワークから事業所へ離職証明書(事業主控え)が発行され、事業所から離職者へ離職票等の送付がされていました。

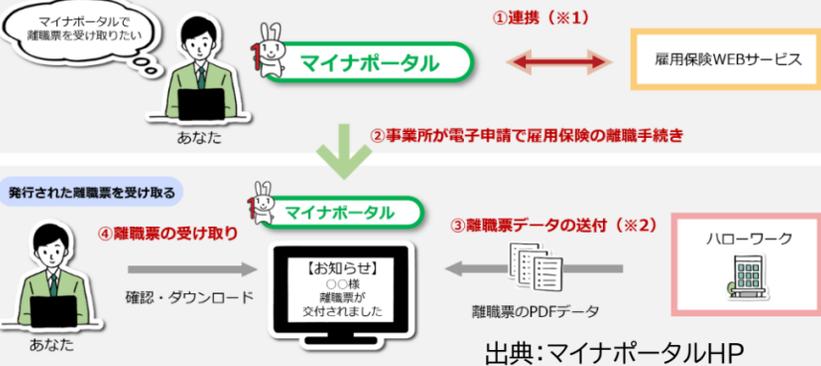
1月20日以降 事業所が、電子申請で雇用保険の資格喪失手続きをした場合、離職証明書(事業主控え)は事業所へ送付され、離職者のうち希望される方には、離職票等をマイナポータル経由で直接送付されることが可能となりました。



マイナポータルで離職票を受け取るためには、どのように手続きをすれば良いのでしょうか。



雇用保険WEBサービスと連携手続きをする



④ 次の手順が必要となります。

- ① あらかじめ、離職者が離職前までに、マイナポータルと雇用保険WEBサービスとの連携を行っておくこと。
※連携を行うためには、離職の2週間程度前までに、マイナポータルを利用できる状態にしておくこと+離職者のマイナンバーがハローワークに登録されている必要があります。
- ② 事業所が電子申請にて、雇用保険の離職手続きを行う必要があります。



ありがとうございます。もうすぐ退職予定の方がいますので、雇用保険WEBサービスとの連携を早めに行ってもらおうよう依頼しておきます。



⑤

「ビタミンM」の内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと、および誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いませんのでご了承ください。また「ビタミンM」の内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-0872
大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健
執筆担当者: 労務チーム 友田美津子

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp



←バックナンバーはこちら
からご覧いただけます

作成日: 2025.2.22

